

高松市スポーツボランティア制度運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生涯スポーツ推進の担い手としてのスポーツボランティアを養成し、市民等の自主的かつ積極的なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、高松市スポーツボランティア（TASVO：通称タスポ）制度を設けることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「スポーツボランティア」とは、次に掲げる活動に無償で協力する者であって、公益財団法人高松市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）に登録された者をいう。

- (1) 高松市（以下「市」という。）又はスポーツ協会が主催、後援するスポーツ・レクリエーションイベント（以下「イベント」という。）の運営補助
- (2) 市又はスポーツ協会が必要と認めるイベントにおける活動

(登録者)

第3条 スポーツボランティアとして登録できる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に居住又は通勤・通学している15歳以上の者。（中学生を除く。）
- (2) 市内に本拠地を置くスポーツ・レクリエーション団体の構成員で15歳以上の者。（中学生を除く。）

(登録方法)

第4条 スポーツボランティアへの登録を希望する者は、高松市スポーツボランティア登録申込書（様式第1号）をスポーツ協会に提出するものとする。

(登録)

第5条 スポーツ協会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録が適当であると認めるときは、スポーツボランティアとして登録するとともに、当該申請者に、その旨を通知するものとする。

(変更等の届出)

第6条 前条の規定により登録された者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更が生じたとき、又は登録を取り消すときは、高松市スポーツボランティア登録内容変更届・登録取消届（様式第2号）により、速やかにスポーツ協会に届け出るものとする。

(依頼者)

第7条 スポーツボランティアを活用しようとする者（以下「依頼者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) イベントを予定している市内で活動する団体及び市民で組織する団体とする。
- (2) 市又はスポーツ協会が後援するイベントの主催者（市又はスポーツ協会の主催イベントを含む。）とする。
- (3) 前各号に該当する団体であっても、営利目的のイベント、又は特定の政治団体や宗教団体の利害に関わるイベントについて、本制度を利用できない。

(依頼方法)

第8条 スポーツボランティアを活用しようとする者（以下「依頼者」という。）は、高松市スポーツボランティア依頼書（様式第3号）をスポーツ協会に提出するものとする。

2 前項の依頼書を受けたスポーツ協会は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、依頼者に登録者の情報を提供するものとする。

3 スポーツ協会から登録者の情報を提供された依頼者は、登録者に連絡し、直接依頼するものとする。

(依頼者の責務)

第9条 スポーツボランティアの活動に係る傷害保険料、交通費等の経費は、依頼者が負担するものとする。

2 依頼者は、スポーツボランティアの活動に際して、事故の防止に努め、安全に十分配慮するものとする。

(事業報告)

第10条 スポーツボランティアを活用した者は、イベント終了後1ヶ月以内に高松市スポーツボランティア事業報告書（様式第4号）をスポーツ協会に提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほかスポーツボランティア制度の運用に関し必要な事項は、スポーツ協会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。